

東北地域イノベーション推進コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 この会は、東北地域イノベーション推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(事務局)

第2条 コンソーシアムの事務局を国立大学法人東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センターに置き、コンソーシアムの事務を処理する。

(目的)

第3条 コンソーシアムは、革新的事業家の育成と、革新的事業に対する高度な目利き力と支援力を有する支援者の育成とを一体的に行うことにより地域経済を支える中堅・中小企業のイノベーションを推進し、新たな雇用機会を創出する事業の実施に当たり、当該事業の評価及び成果の検証とともに、地域における人材育成の在り方等について企画し、実施することを目的とする。

(事業)

第4条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために次の各項についての検討を行う。

- (1) 地域イノベーションプロデューサー塾（RIPS）及び地域イノベーションアドバイザー塾（RIAS）の運営等に関する評価、改善提案
- (2) 地域企業の人材に関する支援方策の企画・検討と推進
- (3) 東北地域企業のイノベーション推進、資金確保等に関する支援方策の企画・検討と推進
- (4) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

(構成メンバー)

第5条 コンソーシアムは、第3条の目的に賛同する地域の中小企業家団体等、大学等研究機関、金融機関、行政機関及び産業支援機関の職員20名以内で構成する。

- 2 コンソーシアムのメンバーになろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、メンバーの承認を得るものとする。退会する場合も同様とする。

(事業年度)

第6条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 コンソーシアムの第一事業年度は、平成27年8月4日から平成28年3月31日までとする。

(会長、副会長)

第7条 コンソーシアムに会長1人、副会長1人を置き、それぞれメンバーの互選によって定める。

2 会長は、コンソーシアムの会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第8条 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長又は副会長が欠けたために選出された会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 コンソーシアムの会議は、会長が招集し年2回開催するものとする。ただし、メンバーの要請があった場合には臨時に開催できるものとする。

2 会議の議長は会長が務める。

3 会議の議事は、出席したメンバーの過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規約の改正)

第10条 本規約は、コンソーシアムの会議の決議により改正することができる。

(解散)

第11条 コンソーシアムは会議の議決により解散することができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成27年8月4日から施行する。

2 コンソーシアムの設立会議に出席し、本規約を承認した者は、コンソーシアムのメンバーになったものとする。